

## 被害防止計画目標評価報告書

## 1 対象地域及び実施期間

対象地域	智頭町
実施期間	令和5年度～令和7年度

## 2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

## 令和2年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵の設置	イノシシ・ニホンジカ	WM H=2.0m L=660m	智頭町鳥獣害対策協議会	R3.3.19	・1地区で侵入防止柵の整備し農業被害が軽減した。

## 令和3年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵の設置	イノシシ・ニホンジカ	WM H=2.0m L=452m	智頭町鳥獣害対策協議会	R3.10.21	・1地区で侵入防止柵の整備、大型獣用捕獲わな及びセンサーカメラの設置を行った。加害個体の捕獲には至らなかったが、加害獣の動きの把握につながった。また、整備地区における農業被害が軽減した。
		大型獣用捕獲檻1基		R3.11.16	
捕獲わなの設置	ヌートリア	小型獣用捕獲檻1基		R3.11.16	
センサーカメラ設置・調査	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・ニホンザル	センサーカメラ3基		R3.12.28	

## 令和4年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵の設置	イノシシ・ニホンジカ	WM H=2.0m L=3,450m	智頭町鳥獣害対策協議会	R4.11.30	・4地区で侵入防止柵を整備、大型獣用捕獲わな及びセンサーカメラの設置を行い、一体的な運用を行った。 ・2地区で侵入防止柵の誘導効果により加害個体を捕獲し
		WM H=2.0m L=388m		R5.3.24	
		WM H=2.0m L=306m		R5.3.15	
		電気柵 5段 L=700m		R5.3.24	
捕獲わな設		大型獣用捕獲檻		R4.12.9	

置		檻 4 基			た。
センサーカメラ設置・調査		センサーカメラ 4 基		R4. 12. 9	

令和 5 年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵の設置	イノシシ・ニホンジカ	WM H=2.0m L=185m	智頭町鳥獣害対策協議会	R5. 9. 29	<p>・6 地区（一部重複）で侵入防止柵の整備及び地際補強対策を実施。その内 2 地区に R6 年度事業で大型獣用捕獲わなを導入し、一体的な運用を実施する予定。</p> <p>これにより、ほ場への侵入が減り、農業被害の軽減につながった。</p>
		WM H=2.0m L=412m		R5. 9. 29	
		WM H=2.0m L=283.4m		R5. 12. 15	
		電気柵 5 段 L=1,325m		R5. 12. 15	
		電気柵 5 段 L=556m		R5. 12. 15	
		WM H=2.0m L=623m		R5. 12. 15	
		WM H=2.0m L=164m		R5. 12. 15	
		地際補強 L=621m		R5. 12. 15	

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備考
イノシシ・ニホンジカ・カラス類による農作物被害軽減 (70%)	360 千円	252 千円	746 千円	-358%	
	31a	22a	56a	-278%	

4 総合評価

智頭町における鳥獣被害は被害面積（R1：31a、R2：126a、R3：169a、R4：116a、R5：56a）、被害額（R1：360千円、R2：1,382千円、R3：2,075千円、R4：1,638千円、R5：746千円）ともに基準となるR1年より増加した。目標に未達となったが、被害発生地域で侵入防止柵の設置を進めており、R3年に面積、金額ともに減少傾向となっている。一方で、今まで被害発生がなかった侵入防止柵の未整備エリアでの被害が広がっている。

また、有害捕獲頭数はイノシシ（R1：140頭、R2：1頭、R3：39頭、R4：66頭、R5：69頭）、ニホンジカ（R1：403頭、R2：507頭、R3：499頭、R4：329頭、R5：424頭）と横ばいである。このことから、被害軽減のためには、侵入防止柵の整備強化及び適切な管理による侵入防止効果の維持のほか、柵と捕獲わなの一体的な運用による捕獲効率の向上、地域の意識啓発による集落全体での鳥獣被害軽減に向けた取組が必要である。

## 5 第三者の意見

令和2年度から令和5年度にかけてワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置し、整備地区の農作物被害の軽減に繋がってきている。これにより、整備地区の農家の耕作意欲の維持・向上に繋がっている。

一方で、これまで整備地区へ被害をもたらした有害個体が、整備地区への侵入が出来なくなり、これまで被害の少なかった未整備地区へ侵入するようになった。未整備地区への侵入により、当該農地の保有農家から耕作の意欲の低下が聞かれるようになり、また侵入防止柵の要望も増えてきている。

今後も国交付金等の活用により、未整備地区の整備を進め、より高い効果を目指し、ワイヤーメッシュ柵や捕獲檻等の適切な管理と、一体的な運用による効率的な有害個体の捕獲などの実施を図っていく必要がある。併せて、猟友会と連携し、加害個体の駆除を強化していく必要がある。

（智頭町農業委員長 前川 義憲）

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び別記8の第6の1の(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。(別紙)

